

マレーシアの君主制と政党政治  
—首相と州首相の任命に関する一考察— (1)

The Monarchy and Party Politics in Post-Independence Malaysia:  
A Study of the Appointment of the Prime Minister and the Menteri Besar (1)

左右田 直規

SODA Naoki

東京外国語大学総合国際学研究院

Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

Abstract

This study, which consists of two parts, aims to examine the transformation of the relationship between the monarchy and party politics in Malaysia by questioning how and why the Yang di-Pertuan Agong and the Rulers of nine states have played an increasingly important role in the appointment of the Prime Minister (PM) and the Menteri Besar (MB) respectively. This first part focuses on the historical background and institutional framework of the monarchy in Malaysia. Malaysia is a federal monarchy, or a federation of states with the Yang di-Pertuan Agong as the Supreme Head of Malaysia, who is elected by the nine Rulers. While the Agong has discretionary power in appointing the PM, each Ruler is empowered to appoint the MB of his state. This makes it possible that the appointment of the PM or MBs may create political conflict.

キーワード：マレーシア、君主制、政党政治、国王、統治者

Keywords: Malaysia, monarchy, party politics, Yang di-Pertuan Agong, Ruler



## はじめに

長らく持続と安定を特徴としてきたマレーシア政治は、近年、目まぐるしい変化に彩られている。2018年5月の総選挙の結果、独立以来はじめて国政レベルでの政権交代が起こり、与党連合・国民戦線（Barisan Nasional: BN）が政権の座から脱落し、野党連合・希望連盟（Pakatan Harapan: PH）に取って代わられた。野党陣営に転じた当時92歳のマハティール・モハマド（Mahathir Mohamad）が15年ぶりに首相の座に返り咲いたこともあいまって、同国史上初の政権交代が注目を集めた。しかし、マハティールに率いられた希望連盟政権は、政権内部の対立と分裂に苦しみ、思いのほか短命に終わった。2020年2月末に与党連合の希望連盟から一部の政党や議員が離反し、それらの離脱組と主要諸野党が連携することを通じて、選挙によらぬ政権交代が起こったのである。マハティールと袂を分かち、新首相に就任したムヒディン・モハマド・ヤシン（Muhyiddin Mohd. Yassin）らは新たな政党連合として国民連盟（Perikatan Nasional: PN）を発足させ、国民戦線やサラワク政党連合（Gabungan Parti Sarawak: GPS）との新たな連立政権を成立させた。連邦レベルでの政界再編は州レベルにも波及し、希望連盟とその友党が政権を握っていた8州のうち、最終的に5つの州で政権交代が生じた。

この一連の政変で注目される点のひとつは、国王（Yang di-Pertuan Agong/ King）と半島部の9州の君主たる統治者（Raja/ Ruler）が、それぞれ首相と州首相の任命を通じて、従来にも増して重要な政治的役割を演じたことである（各州の君主を指すマレー語の名称 Raja は日本語の「王」に近い意味を持つが、英語の名称 Ruler をもとにした「統治者」という日本語訳が先行研究において定着していることから、本稿では「統治者」という訳を用いる）。与党連合内の一部政党・議員の離反と主要野党との連携に伴い、マハティール首相は辞任、内閣は総辞職となり、第2次マハティール政権は崩壊した。首相の任命権者である国王は、新首相が決まるまでの暫定首相として、マハティールを改めて任命した。その後、両陣営による多数派形成のための激しい競り合いが生じたばかりでなく、首相の任命権者である国王に対して、両陣営は自陣営こそが多数派だとアピール合戦を展開した。過半数勢力の確定も容易でないような流動的な政治情勢にひとまず終止符を打ったのは、国王だった。国王は、両陣営の指導者のみならず、すべての国会下院議員と面会し、最終的に、（マハティールから離反

した) ムヒディン前内務大臣を新首相に任命したのである。州レベルでも、統治者が州首相の人選と任命をめぐって影響力を行使しようとする事例が見られた。

2020年3月から2021年8月にかけてのムヒディン政権期、ならびに2021年8月のムヒディンからイスマイル・サブリ・ヤアコブ (Ismail Sabri Yaakob) への首相交代期においても、国王や各州の統治者が、首相や州首相の任命を通じて、政治的影響力を行使する事例が見受けられた。また、この時期には、国王が「非常事態」(Darurat/ Emergency) の宣言をめぐって大きな政治的役割を果たしたことも注目される。(なお、本研究ではムヒディン政権成立までの時期を主な考察の対象とする。ムヒディン政権とイスマイル・サブリ政権の下での新たな展開については、別稿で検討することとしたい。) このように、国王と各州の統治者が、首相と州首相の任命を通じて、従来にも増して大きな政治的影響力を発揮するようになってきているのはなぜだろうか。

近年、君主制の現代的意義を問い直す動きがみられる。なかでも歴史学や政治学の分野を中心に、君主制が国家に付与する連続性が民主主義に一定の安定をもたらしていることを再評価する試みがなされている<sup>1</sup>。マレーシア研究に目を転じると、これまで、前植民地期や植民地期のマレー王権に関する質の高い歴史研究が蓄積されてきた<sup>2</sup>。他方、現代マレーシアにおける君主制に関する研究も、歴史学者、人類学者、政治学者や法学者らによって一定程度進められてきた。それらの研究は、発表時期とテーマごとに以下の2つのグループに分けることができるだろう。第1は1980年代から2000年代にかけての研究である<sup>3</sup>。それらの研究が主に考察の対象としているのは、1980年代と1990年代のマハティール政権による国王の権限や統治者たちの特権を制限するための連邦憲法改正の試みと、その憲法改正をめぐる政権と統治者らとの対立や交渉である。第2のグループは2010年代以降の新たな研究である。これらの研究は1980年代や1990年代の君主制をめぐる展開を踏まえつつ、2000年代後半から国王や統治者たちが同時代の政治により大きな役割を果たすようになってきたことに対して検討を加えている<sup>4</sup>。

第2のグループのなかで最も包括的で代表的な研究成果であるコープクア・スワンナタットーピアンの著作 [Kobkua 2011] は、植民地期、脱植民地期、および独立後から21世紀に至る、マレー半島における君主制と統治者らの政治権力の歴史的展開を跡付けている。独立後の君主制について、コープクアは、国王や州統治者と当時の与党連合 BN 内の最大政党である統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation: UMNO) との関係性の変化に着目しながら、君主たちの権力の盛衰を明らかにしようとして

いる。コープクアによれば、国王や統治者の権限の規制を試み、一定の成果を収めた（第1次政権期の）マハティールが首相を退任した2003年以降、アブドゥッラー・アフマド・バダウィ（Abdullah Ahmad Badawi）新首相の指導力の欠如が露呈し、UMNOの求心力や党としての凝集性が弱まる中で、統治者たちはその影響力を強めていき、2008年総選挙で国民戦線が政権を維持しながらも議席を大きく減らしてから、統治者らはさらに大きな政治的影響力を行使できる条件が整ったという<sup>5</sup>。これに対して、アントニー・ミルナー [Milner 2011; 2012] は、同じく現代マレーシアにおける君主制の重要性を強調しつつ、コープクアがもっぱら君主の権力に焦点を当てているのは不十分だと批判し、君主がマレー人アイデンティティのみならず多民族からなる国民のアイデンティティの紐帯として社会・文化的役割を果たしている面にも光を当てるべきだと論じる。

コープクアが注目する権力の側面とミルナーが焦点を当てるアイデンティティの側面は、マレーシアの君主制を論じるうえでともに重要である。しかし、本稿ではコープクアと同様に君主たちの権力の側面に注目し、アイデンティティの側面については稿を改めて論じることにしたい。

このように本研究はコープクアの業績と問題意識を共有するものの、以下の2点において新たな視座を提供する。第1は、マレーシアの君主制の制度的特徴への着眼である。本稿ではマレーシアが選挙君主制の要素を加味した連邦君主制を採用していることに注目する。マレーシアの君主制は連邦レベルだけでなく州レベルにも存在し、全13州のうち9州で統治者が存在する（残りの4州には平民の州元首が存在する）という「連邦君主制」を採用している。さらに、連邦レベルにおいては、9名の州統治者が互選によって国王（任期5年）を選出するという任期付きの「選挙君主制」の要素が加味されている。マレーシアが選挙君主制の要素を加味した連邦君主制という独特な君主制を採用していることは、コープクアの研究では必ずしも深く吟味されていないが、本稿では、同国の君主制と政党政治の関係に重要な影響を及ぼしうる要素として重視する。

第2は、マレーシアの政党システムの変容が君主——国王や統治者たち——の政治権力に及ぼす影響に対する注目である。マレーシアの国政レベルにおける政党システムは、独立以降長らく、UMNOを中核政党とする与党連合——連盟党（Alliance Party）のちに国民戦線——が国会下院の3分の2以上の多数を持続的に確保する一政党連

合優位制によって特徴づけられてきた。しかし、2008年以降は与党連合・国民戦線と野党連合——人民連盟（*Pakatan Rakyat*: PR）のちに希望連盟——対峙する二大政党連合制に移行し、2018年の国政史上初の政権交代による希望連盟政権樹立に至った。その二大政党連合制も2020年の政変を経て解体し、現在は政党システムの再編期にあるといえる。こうした政党システムの変容は、国王や統治者が行使しうる政治権力の大きさや範囲を左右しかねないと考えられる。コープクアの研究がもつばら君主とUMNOという一政党と間の関係に注目していたのに対して、本稿では君主と（UMNOを含む）政党システムとの関係に注意を払う。

本研究の目的は、1957年から2020年までのマラヤ連邦／マレーシアの政治制度ならびに国王・統治者と政党政治との間の力学に焦点を当てつつ、とりわけ2008年以降、国王・統治者が首相・州首相の任命を通じてより大きな政治的影響力を及ぼすようになっているのはなぜかを明らかにすることである。政治制度や君主制の検討にあたっては、マレーシアの連邦憲法や各州の憲法、王璽尚書局の出版物などを参照し、近年の国王・統治者と政党政治の動向に関しては、マレーシアの議会資料、新聞やニュースサイトの報道などを利用する。

本研究は2部構成となっている。第1部（本稿）では、マレーシアの君主制の歴史とマレーシアの政治制度を略述し、マレーシアの君主制の制度的な特徴を明らかにする。第1部の構成は以下の通りである。第I章では、マレー半島ならびにマレーシアにおける君主制の歴史的背景を概観する。第II章では、マレーシアの政治制度と政治体制の概略を示す。第III章では、国王・統治者による首相・州首相任命の制度に焦点を当てつつ、マレーシアの君主制の制度的特徴を明らかにする。

第2部（別稿）では、国王・統治者による首相・州首相の任命の問題に焦点を当てながら、マレーシアの政党間の勢力の変化とそれが君主の政治権力に及ぼす作用を考察する。第2部の構成は以下の通りである。第IV章では、国王・統治者による首相・首相任命の問題の所在を示す。第V章では、独立後から2008年までの国王・統治者による首相・州首相任命の問題を中心に君主制と政党政治の関係について概説する。第VI章では、2008年以降の国王・統治者による首相・州首相任命をめぐる問題を取り上げ、君主制と政党政治との関係の変化を明らかにする。第VII章では、2018年の政権交代から2020年の政変までの国王・統治者の役割を中心に君主制と政党政治の関係を示す。最後に、マレーシアの国王・統治者の政治的影響力が拡大している原因を、君主制の制度

の特徴、国王・統治者の意識の変化、ならびに君主制と政党政治との間の関係の変化という諸要因に焦点を当てながら解明する。

## I. 歴史的背景——マレー半島を中心に

### 1. マレー半島における王権と植民地化

マレーシアは、多様な歴史的起源を持つ政治単位からなる連邦である。本論で主な対象となる半島部は、9つのマレー諸王国と2つのイギリス直轄領からなる海峡植民地に起源を持つ。マレー半島を含む島嶼部東南アジア地域では、5世紀頃から、ヒンドゥー教や仏教を基盤としたインド文明を受容し、「インド化」した古代王権がいくつも成立した。15世紀から17世紀頃のいわゆる「交易の時代」には、国際的交易活動を通じて、いくつもの港市国家が繁栄した。なかでも、マレー半島に拠点を置くムラカ(マラッカ)は最も栄えた王国となり、イスラームを受容することによって、マレー・イスラーム文明の中心となった。1511年にムラカはポルトガルによって占領され、ムラカの王族はマレー半島を南下し、ジョホール王国を建国した。その後、マレー半島付近は複数のマレー王権が並存する状況となった<sup>6</sup>。こうしたマレー諸王国の主権者は、主にスルタン(Sultan)と呼ばれる統治者(Raja/Ruler)であり、イスラームやマレー人の慣習の守護者として権威の中心となった。これらの王国では、土地の支配よりも臣民の確保が重視され、国境や領土という観念は希薄だった [Milner 2016 [1982]: chap. 1]。統治者は王国の執政の補佐役として1名ないし複数名のムントゥリ(menteri)と呼ばれる大臣を任命することがあった [Gullick 1992: 97]。後に見るように、現在のマレーシアの各州の統治者がムントゥリ・ブサル(Menteri Besar)すなわち州首相を任命し、国王がプルダナ・ムントゥリ(Perdana Menteri)すなわち首相を任命するのは、このマレー王権制の伝統とイギリス型の立憲君主制を接合させた制度と見ることができよう。

イギリスによるマレー半島の植民地化は、18世紀末以降に進行した。まず、イギリスは、ペナン、シンガポール、ムラカという拠点を支配し、直接統治をおこなった。1826年に、これらの植民地は、海峡植民地(Straits Settlements)としてまとめられた。イギリスが内陸支配を開始するようになったのは1870年代以降である。しかし、今度は、直接統治ではなく、間接統治の手法が採用された。1874年以降、順次、イギリスの保護

領となっていったマレー諸国（州）では、マレー人統治者の主権者としての地位は維持され、イギリスは間接的に保護を与えるという体裁を取っていた。しかしながら、このイギリスによる間接支配を通じて政治をめぐる新たな観念やシステムが持ち込まれ、マレー王権制は変容することとなる [Milner 2002 [1995]: chap. 8]。

早期にイギリスの間接統治が始まったペラ、パハン、スランゴール、ヌグリ・スンビランの諸国（州）は、1896年に連邦化して連邦マレー諸州 (Federated Malay States: FMS) を形成し、後のマラヤ連邦の原型となった。これらの諸国にはイギリス人理事官 (Resident) が常駐し、マレー人統治者に「助言」を与えるという形式を取りつつ、徐々に実権を握っていった<sup>7</sup>。1897年には、ダーバー (Durbar) と呼ばれる連邦マレー諸州の統治者たちの評議会が設置され、後の統治者会議の起源となった [Nik Abdul Rashid 1997: 8]。イギリスによる植民地化が遅れたクランタン、トレンガヌ、プルリス、クダ、ジョホールの諸国（州）は連邦化されることはなく、便宜的に非連邦マレー諸州 (Unfederated Malay States: UMS) と呼ばれることもあった。非連邦マレー諸州はイギリス人顧問 (Advisor) を受け入れ、イギリスの間接統治の下に置かれたものの、その統治者たちは連邦マレー諸州の統治者たちよりも大きな権力を行使しえた [Kobkua 2011: chap. 2]。他方、これらマレー諸州の統治者にとって潜在的な脅威になりえた王族・貴族や地方首長は植民地化に伴って徐々に実権を失い、その多くは中下級官吏として植民地行政の中に取り込まれていった。結果として、植民地期のマレー諸州においては、イギリスによる実質的な支配が拡大した一方で、イギリスの「保護」の下で統治者を中心とするマレー王権の持続性と安定性が高まった面もあるといえる。

第2次世界大戦前のマレー半島（マラヤ）において、上述の海峡植民地、連邦マレー諸州、および非連邦マレー諸州は、便宜的にまとめて英領マラヤ (British Malaya) と呼ばれることもあったが、制度上、単一の植民地を構成してはおらず、植民地支配の形態は多様だった。統治者たちは、クランタン、トレンガヌ、クダ、ペラ、パハン、スランゴール、ジョホールの7つの諸州ではスルタン (Sultan)、プルリスではラジャ (Raja)、ヌグリ・スンビランではヤン・ディプルトゥアン・ブサール (Yang di-Pertuan Besar) と呼ばれた。大半の統治者は世襲だが、ヌグリ・スンビランでは、イギリスの間接統治を受ける過程で、4名の地方首長が王族の有資格者の中から統治者を選出するという独特な制度が確立した。他方、イギリスの植民地化はマレー諸州の住民の多民族化を促進した。中国、インド、オランダ領東インドなどから大量の移民が流入し、一部の州では、

マレー人人口が全人口の半数を割り込むようになった [Soda 2020: 12-13]。植民地化される前のマレー半島においても商人をはじめとする外来者の滞在や移住は少なからず見られたが、大量の労働者が移住してきたのは植民地化以降の現象だった。植民地期に入り、統治者は自州において臣民以外に多数の外来者を抱えることになったのである。

第2次世界大戦期の日本軍による占領はマレー半島に大きな変化をもたらした。マレー諸州と海峡植民地は、「マライ」と呼ばれる同一の政治単位を構成する諸州となった。占領当初、日本軍はイギリスに協調的だった統治者たちに対して強硬な姿勢をとり、非協力的とみられた一部の統治者を交代させるなどした。しかし、戦況が徐々に悪化するにつれ、食糧や物資が不足し、住民の日常生活が日増しに困難になったことや、(かつてシャムの支配下にあった) クランタン、トレンガヌ、プルリス、クダの北部四州が日本とタイの間の取り決めによって 1943 年 10 月にタイの領土とされたことなどによって、相対的に日本軍に協力的とみなされていたマレー人の間にも日本軍政に対する不満が募るようになった。日本軍はマレー人の人心把握のために統治者の権威を利用する方針に転換し、イスラームやマレー人の慣習の長としての統治者の役割をより積極的に認めるようになった。統治者たちも概ね日本軍に協力する姿勢を示した。しかしながら、1945 年 8 月の日本の敗戦に伴い、日本占領期は約 3 年半で終焉を迎え、北部四州も戦後に復帰したイギリスに返還されることになった [Akashi 1969] [Kobkua 2011: chap. 3]。

## 2. マラヤの脱植民地化とマレーシアの形——二層からなる連邦の形成

戦後、マラヤに復帰したイギリスは、植民地の再編と統合に取り組んだ。イギリスは、かつて海峡植民地やマレー諸州が分立していたマラヤを統合し、直轄統治の単一植民地であるマラヤ連合 (Malayan Union) を設立する案を 1945 年 10 年に公表し、1946 年 4 月にマラヤ連合を発足させた。マレー人統治者 (君主) たちは自州における主権を奪われ、イスラームとマレー人の慣習の守護者としての役割のみに限定されることになった。また、出生地主義に基づく、民族の別を問わぬ平等な市民権 (citizenship) が導入された。マラヤ連合案は、統治者やマレー人に不利な内容を多く含んでいたが、日本占領期の対日協力のかどで立場が弱くなっていた統治者たちは、イギリスによる圧力の下で、連合案への同意を拒めなかった。しかし、マラヤ連合案が公表されると、統治者の主権剥奪と平等な市民権付与に対する抵抗から、マレー人王族・貴族層と平民層を巻き込んだマラヤ連合反対運動が巻き起こった。このマレー人による反対運動の過程で設立され



たのが、オン・ジャアファル (Onn Jaafar) を総裁とする統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation: UMNO) である [Stockwell 1979] [Kobkua 2011: chap. 4]。

マラヤ連合反対運動を受けて、イギリスはマラヤ連合に代わる新たな体制を模索した。その結果、1948年に単一植民地のマラヤ連合が廃止され、連邦制の植民地であるマラヤ連邦 (Persekutuan Tanah Melayu/ Federation of Malaya) に取って代わられた。マラヤ連邦では統治者の主権が復活し、戦前の間接統治のスタイルに戻るとともに、市民権条項が厳格化されるなど、マレー人の要求がかなりの程度反映された。マラヤ連邦成立後、9州の統治者の会議体として、かつてのダーバールの系譜を引く統治者会議 (Majlis Raja-Raja/ Conference of Rulers) が設置された。また、戦前には一部のマレー諸州にしか存在しなかった州首相 (Menteri Besar) のポストが、1948年のマラヤ連邦成立に伴い、統治者を有する9州のすべてに設けられた<sup>8</sup>。同年、マラヤ連邦に反対するマラヤ共産党が武装闘争路線に転じ、マラヤ共産党勢力による農園主殺害事件が相次いだことから、イギリス植民地政府はマラヤ全土に「非常事態」 (Darurat/ Emergency) を宣言した<sup>9</sup>。非常事態宣言下で、マラヤ共産党との戦闘を続けながら、イギリス植民地当局はマラヤの脱植民地化を図っていった。1951年末から各地で市議会選挙が開始され、地方レベルでの選挙の導入が始まった。選挙に勝利するための戦術として、UMNOはマラヤ (現マレーシア) 華人協会 (Malayan Chinese Association: MCA)、後にはマラヤ (現マレーシア) インド人会議 (Malayan Indian Congress: MIC) といった他の民族を基盤とする政党と連合を形成した。UMNO、MCA、MICというマラヤの主要な民族政党の連合体である連盟党 (Alliance Party) は、1955年の立法評議会選挙で全52議席中51議席を獲得し、UMNO党首でクダの王子でもあるトゥンク・アブドゥル・ラーマン (Tunku Abdul Rahman) が首席大臣 (Chief Minister) に就任し、自治政府を樹立した [Kobkua 2011: chaps. 5-6]。

自治政府の指導者たちとイギリス政府との交渉を経て、1957年にマラヤ連邦は独立を達成した。首席大臣を務めたアブドゥル・ラーマンが初代首相に就任した。独立時には連邦憲法 (Perlembagaan Persekutuan/ Federal Constitution) が制定され、マラヤ連邦の国制が定められた (早い州では19世紀末、遅い州でも20世紀半ばには州憲法が制定されていた)。連邦憲法の制定過程で、いわゆる「社会契約」 (Social Contract) と称される民族間の取引がなされ、MCAやMICが要求する出生地主義に基づく市民権付与が認められる一方、UMNOが主張するマレー・イスラームの優越が受け入れられた。マレー・イスラームの優越とは、具体的には、マレー人統治者の互選により選出される国王 (Yang

di-Pertuan Agong) ポストの新設、国語としてのマレー語、連邦宗教としてのイスラーム、マレー人の「特別な地位」(諸分野での優遇)である。連邦憲法では、首相任命権を含む国王の様々な権限が定められ、統治者会議の任務も明記された [Kobkua 2011: chap. 7]。このマラヤ連邦の独立をもって、連邦の第一層が完成されたといえよう。

1960年代に入り、島嶼部東南アジアの(旧)英領地域の脱植民地化と再編の過程で、連邦の第二層が形成された。1961年、アブドゥル・ラーマン首相は、マラヤ連邦と、英領のシンガポール、北ボルネオ(サバ)、サラワク、ブルネイのあわせて5つの地域からなる新連邦の構想を公表した。交渉の過程でブルネイは新連邦への参加を見送り、1963年、マラヤ、シンガポール、サバ、サラワクの4つの地域からなる新連邦マレーシアが成立した。マレーシア形成時に結ばれた協定の中で、シンガポール、サバ、サラワクの各地域は、新連邦を構成する州として位置づけられたが、旧マラヤ連邦内の諸州よりも高度な自治を保証されたのである。1965年にシンガポールが分離独立したため、現在のマレーシアは、11州からなる半島部マレーシア(かつてのマラヤ)、サバ州、サラワク州の3つの地域と13の州からなる連邦となっている。このようにして、現在のマレーシアは、旧マラヤ連邦という第一層と、マラヤ、サバ、サラワクからなるマレーシア連邦という第二層からなる二層構造を持つ連邦制を持つに至った<sup>10</sup>。

現在のマレーシアを構成する諸地域は、イギリスによる直接・間接の植民地支配を受けたという歴史的背景を共有しており、今日のマレーシアの政治制度がイギリス本国の影響を極めて強く受けていることはいうまでもない。しかしながら、植民地化以降も、マレー諸王国がイギリスの保護領としてかたちを変えながらも存続し、独立以降も君主制が保持されたことから、現代マレーシアの政治制度の中にマレー王権制の特徴も色濃く映し出されているのである。以下、マレーシアの政治制度を具体的に見てみよう。

## II. マレーシアの政治制度

### 1. 政体

マレーシアの政体は君主の権力が憲法によって制限された立憲君主制である。同国の君主制については第III章で詳述するので、ここでは特徴を2点述べるにとどめる。

第1の特徴は、連邦が国王を擁するだけでなく、連邦を構成する諸州の多くも自前の

統治者を有するという「連邦君主制」(federal monarchy)が採用され、連邦と州のふたつのレベルで君主制が存在していることである<sup>11</sup>。上述のように、現在の半島部マレーシアにはかつてマレー諸王国が併存しており、イギリスによる間接統治を受けた後も、各王権はかたちを変えて存続し、今日の連邦を構成する13州のうちの9つの州を構成している。現在でも、連邦の国王(Yang di-Pertuan Agong/ King)以外に、全13州のうち9州において統治者(Raja/ Ruler)が存在する。なお、独自の統治者を持たない残りの4州には平民の州元首(Yang di-Pertua Negeri/ Governor)が存在する。

第2の特徴は、連邦レベルにおいては、9名の統治者が互選によって国王(任期5年)を選出するという、任期付きの「選挙君主制」(elective monarchy)の要素が加味されていることである [君塚 2018: 23-24]。独立後、現在に至るまで、9つの州の輪番で順々に国王が選出されるのが慣例となっているが、輪番制という明文規定は存在しない。

マレーシア以外に連邦君主制と選挙君主制を採用する国としてアラブ首長国連邦がある。アラブ首長国連邦は7つの首長国からなる連邦であり、国家元首である大統領、ならびに副大統領(首相を兼務)は、7首長国の首長が構成する連邦最高評議会で選出される。しかし、アブダビ首長が大統領、ドバイ首長が副大統領兼首相を務めるという慣例が形成されており、選挙君主制は形式化しているといっていよい<sup>12</sup>。

## 2. 中央・地方関係

マレーシアは全13州からなる連邦である。各州は個別の王国や植民地としての歴史的起源をもち、独自の憲法を有するほか、州の管轄とされる分野で州法を制定することができる。マレーシアは、半島部(旧マラヤ連邦)という第一層と、半島部、サバ、サラワクからなるマレーシア連邦という第二層からなる重層的な連邦制国家である<sup>13</sup>。

まず、11州からなる半島部マレーシアは、かつてマラヤ連邦と呼ばれた地域である。現在のマレーシアの連邦憲法はマラヤ連邦の憲法を継承している。立法に関する連邦の管轄と州の管轄は、連邦憲法第9付則の「連邦リスト」「州リスト」「共同リスト」に列挙されている(Ninth Schedule, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。半島部の11州に付与された権限は限定的であり、連邦制でありながらも集権的な性格を帯びている。しかし、イスラームに関する立法・行政・司法は州が管轄しており、各州のイスラームの長である統治者は、要職の任命などを通じて、大きな政治的影響力を行使することができる。

次に、半島部マレーシア（旧マラヤ連邦）の 11 州、サバ州、サラワク州の 3 つの地域がマレーシア連邦を形成している。ボルネオ地域のサバとサラワクの両州は、1963 年の新連邦加盟の際に、半島部マレーシアの 11 州よりも高度な自治権が認められている。

### 3. 執政制度

執政制度としては、連邦と州のいずれでも議院内閣制が採用されている。まず、連邦憲法によれば、連邦の執政権は国王に付与され、国王、内閣、および内閣に権限を与えられた大臣によって行使される。国王が連邦の執政権を持ち、内閣や大臣と並んで執政権を行使する主体だと規定されていることを確認しておきたい。執政長官である首相（Perdana Menteri/ Prime Minister）は、国王が下院議員の中からその過半数の信任を得ていると判断する人物を任命する。次に、内閣（Jemaah Menteri/ Cabinet of Ministers）の閣僚たる大臣（Menteri/ Minister）は、首相の助言に基づいて上下両院の国会議員から国王が任命する。内閣は国会に対して連帯して責任を負う。首相が過半数の下院議員の信任を得られなくなった場合、首相の要請に基づいて国王が国会を解散するか、首相が内閣の総辞職を申し出なくてはならない（Articles 39, 43, *Federal Constitution*）[Malaysia 2010a; 2010b]。

州レベルでも連邦に準じる執政制度が敷かれている。各州の憲法に従えば、各州の執政権は統治者あるいは（統治者のいない州の場合）州元首に付与されている。統治者がいる 9 州の場合、執政権は統治者、州執政評議会（Majlis Mesyuarat Kerajaan (Negeri)/ (State) Executive Council）、および州執政評議会によって権限を与えられたメンバーによって行使され、統治者がいない 4 州においても執政の機能は州元首以外の人物に与えられうる。統治者が州の執政権を持ち、州執政評議会やそのメンバーと並んで州の執政権を行使する主体だと規定されているのである。各州の執政長官である州首相（Menteri Besar ないし Ketua Menteri/ Chief Minister）は、統治者ないし州元首が州議会議員の中からその過半数の信任を得ていると判断する人物を任命する。次に、（連邦の内閣に相当する）州執政評議会のメンバーないし州内閣（Kabinet Negeri/ State Cabinet）<sup>14</sup>の大臣は、州首相の助言に基づいて統治者もしくは州元首が任命する。州執政評議会ないし州内閣は州議会に対して連帯して責任を負う。州首相が過半数の州議会議員の信任を得られなくなった場合、州首相の要請に基づいて統治者ないし州元首が州議会を解散するか、州首相が州執政評議会ないし州内閣の総辞職を申し出なくてはならない<sup>15</sup>。

#### 4. 議会制度

議会制度に関しては、連邦の国会は二院制、州議会は一院制を採用している。連邦憲法によれば、連邦の立法権は国会（Parlimen/ Parliament）に付与され、その国会は、国王ならびに上院（Dewan Negara/ Senate）と下院（Dewan Rakyat/ House of Representatives）の両院から構成される。上下両院のみならず国王も国会を構成し、立法権を有すると規定されていることに注意したい。上院議員は任期3年（再選のみ可）で、定員70名のうち、13の州議会から2名ずつ選出される議員が計26名、3つの連邦直轄地域のために国王が任命する議員が計4名、その他国王が任命する議員が40名である。下院議員は任期5年で、定員222名のすべてが有権者による直接選挙によって選出される（Articles 44-46, *Federal Constitution*） [Malaysia 2010a; 2010b]。特段の規定がある場合を除き、法案は国会の上下両院を通過した後、国王による裁可を経て、法律として成立する（Article 66, *Federal Constitution*） [Malaysia 2010a; 2010b]。

下院は上院に対して大きく優越している。首相は下院議員でなくてはならず、下院は過半数の賛成により内閣を不信任することができる。立法過程においても下院の優越は明確である。例えば、政府予算など金銭に関わる法案の場合、下院に先議権があり、下院を通過した後、会期終了まで1か月以上残っている状態で上院に提出されれば、仮に上院を通過しなくとも、その法案は裁可のために国王に提出することができる（Articles 43, 68, *Federal Constitution*） [Malaysia 2010a; 2010b]。

各州の議会制度に関しても、各州憲法で州の立法府は統治者ないし州元首と一院制の州議会（Dewan (Undang)an Negeri/ Legislative Assembly）からなると規定されている。州議会の議員も任期は5年で、州ごとに定員は異なるが、国会下院と同様に定員のすべてが有権者による直接選挙によって選出される<sup>16</sup>。法案は、州議会を通過した後、統治者ないし州元首による裁可を経て、州法として成立する [Legal Research Board, comp. 1998]。

州より下位の地方自治体の議会の議員は、現在、各州の州政府が任命している。かつては州より下位の地方自治体レベルでも直接選挙が実施されていたが、インドネシアのマレーシア対決政策に対応して1964年に非常事態が宣言され、1965年に地方自治体レベルの選挙が停止された。「1976年地方政府法」（Akta Kerajaan Tempatan 1976/ Local Government Act 1976）で、州より下位の地方自治体の評議会の評議員は州政府によって任命されることが規定され、現在に至っている [Milne and Mauzy 1980 [1978]: 284-289]。

## 5. 選挙制度

選挙制度については、国会下院と州議会のいずれも単純小選挙区制を採用している。国会下院選挙および州議会選挙にいずれにおいても、選挙権年齢・被選挙権年齢は 21 歳以上とされてきた（上院議員の年齢資格は 30 歳以上である）（Article 47, *Federal Constitution*）[Malaysia 2010a; 2010b]。2019 年の連邦憲法改正により選挙権年齢・被選挙権年齢は 18 歳以上に引き下げられた。年齢変更に伴う事務作業に時間を要するとの理由で、憲法改正後も選挙権年齢・被選挙権年齢の引き下げはしばらく実施されなかったが、2021 年 12 月 15 日をもってようやく実施されることになった [Malay Mail 2021. 12. 1]。

## 6. 政党システム

マラヤ連邦とマレーシアでは、長らく一政党連合優位制（dominant coalition system）とでもいふべき政党システムが形成されてきた<sup>17</sup>。マラヤ連邦独立前の 1955 年の連邦立法評議会選挙、およびマラヤ連邦独立後の 1959 年から 1969 年までの国会下院総選挙においては、主要な 3 つの民族別ごとに形成された保守・穏健諸政党からなる政党連合の連盟党（Alliance Party）が議席の過半数（1969 年総選挙以外は 3 分の 2 以上）を獲得し続けてきた。3 つの主要な民族別政党とは、統一マレー人国民組織（United Malays National Organisation: UMNO）、マラヤ／マレーシア華人協会（Malayan/Malaysian Chinese Association: MCA）、ならびにマラヤ／マレーシア・インド人会議（Malayan/Malaysian Indian Congress: MIC）である。中でも、最大の人口を持つ民族であるマレー人の政党である UMNO が支配的な地位を占め、首相や副首相などの要職を占めてきた。1969 年総選挙後の「5 月 13 日事件」と呼ばれるマレー人と華人との間の民族暴動の発生後、連盟党は半島部の諸野党やサバ州とサラワク州の諸政党を取り込み、拡大版の政党連合・国民戦線（Barisan Nasional: BN）へと改組して、1974 年から 2008 年までの長期にわたり、国会下院の 3 分の 2 以上の議席を占有し続けた。それなりに競争的な総選挙が定期的実施されながらも、特定の政党連合が持続的に国会下院の 3 分の 2 以上の勢力として政権を獲得して続けているという意味で、一政党連合優位制と呼びうる政党システムが確立されてきたのである。

しかしながら、この一政党連合優位制は、国民戦線が国会下院の 3 分の 2 以上の議席

を獲得できず、野党連合・人民連盟 (Pakatan Rakyat: PR) が対抗勢力として伸長した 2008 年総選挙以降、二大政党連合制 (two-coalition system) に近いシステムに置き換わった [中村 2016]。2018 年総選挙において (人民連盟の後継の) 新政党連合・希望連盟 (Pakatan Harapan: PH) が国民戦線の牙城を破り、マレーシア国政史上初の政権交代が実現した。

いったん確立したかに見えたこの二大政党連合制は安定せず、マレーシアの政党システムは流動化している。2020 年 2 月の希望連盟からの一部政党・議員の離反により、希望連盟政権は 2 年足らずの短命に終わり、離反組は主要野党と組んで、ムヒディン新首相の下で新政権を樹立した。2020 年 3 月に成立したムヒディン政権は、首相が率いるマレーシア統一プリブミ党 (Parti Pribumi Bersatu Malaysia: PPBM/ Bersatu)、マレーシア・イスラーム党 (Parti Islam SeMalaysia: PAS) や祖国連帯党 (Parti Solidariti Tanah Airku: STAR) などの諸政党からなる新政党連合・国民連盟 (Perikatan Nasional: PN)、国民戦線、サラワク政党連合 (Gabungan Parti Sarawak: GPS)、その他の諸政党によって構成された。このように複数の政党連合の寄り合い所帯であり、国会下院での過半数の確保に苦しむムヒディン政権は、綱渡りのような不安定な政権運営を強いられた。2021 年 1 月には、首相の助言に基づいて、国王が新型コロナウイルス感染症対応を理由に全国に非常事態宣言を発令し、国会と州議会が一時停止された。2021 年 8 月 1 日に (サラワク州を除き) 非常事態宣言が解除された後、与党陣営の一部議員の離反によって国会下院の過半数割れの危機に直面したムヒディン首相は辞任に追い込まれた。国王は国会下院議員からの意見聴取を経て、イスマイル・サブリ前副首相を新首相に任命し、同年 8 月 21 日にイスマイル・サブリは首相に就任した。与党陣営の構成政党の顔ぶれは変わらないものの、ムヒディンが所属する Bersatu からイスマイル・サブリが所属する UMNO へと政権の中核政党が移行したことになる。このように、マレーシアの政党システムは変動期にあり、現在の連立の枠組みが長期間にわたって継続する保証はない。

## 7. 政治体制

上記のような制度の下で、マレーシアは、長らく民主主義体制と権威主義体制の中間形態というべき政治体制を形成してきた。代議制民主主義の制度を持ち、複数政党が参加した競争的な総選挙が定期的実施されてきた一方で、市民的自由や政治的権利に相当の制限が課され、時の政権に有利な競争条件が課されてきた。こうしたハイブリッドな政治体制は、かつては民主主義の亜種とみなされ、「半民主主義」 [Case 2004]、「非自

由民主主義」[Weiss 2006]、「疑似民主主義」[Zakaria 1989; 左右田 2006] などと呼ばれたが、近年はむしろ権威主義の亜種とみなされ、「競争的権威主義」[Levitsky and Way 2010; 伊賀 2011; 鈴木絢女 2012; 中村 2012; 2016; 金子 2013] と捉えられることが多い。

2018年の史上初の政権交代による第2次マハティール政権の成立後、マレーシアでは自由に対する規制の緩和など諸々の改革が試みられ始めた。しかし、与党連合・希望連盟の内部対立が深刻化する中で、同政権は期待されたほどの成果を上げることができず、国民の支持は急落した。希望連盟内の構成政党と政治家の一部が離反し、野党陣営と連携したことによって、2020年2月に希望連盟政権は瓦解した。新たに発足したムヒディン政権は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防という緊急課題への対応を最優先課題とした。与野党伯仲状況の中で、新型コロナウイルス感染症への対応を理由とした「非常事態」宣言を国王に要請し、国会や州議会の一時的停止をもたらすなど、代議制民主主義の軽視と捉えられかねない動きも見られた。2021年8月に発足したイスマイル・サブリ政権下での市民的自由と政治的権利の保証に関しては、今後の推移を見守る必要がある。

### III. マレーシアの君主制

マレーシアは13の州と3つの連邦直轄地域からなる連邦国家であり、連邦のみならず、9つの州においても、君主の権力が憲法によって制限された立憲君主制が採用されている。マレーシアは、「諸王国の連邦」としての性格を帯びた「連邦君主制」の国家としての側面を持つといえよう。加えて、連邦レベルにおいては「選挙君主制」の要素も兼ね備えた独特な制度を持つことも特徴的である。以下、連邦憲法や各州の憲法、王璽尚書局の刊行物などに依拠して、マレーシアの君主制を概観し、その制度的特徴を明らかにしたい。

#### 1. 各州の君主制

まず、全13州のうち9つの州にはそれぞれ独自の君主たる統治者 (Raja/ Rulers) が存在し、各州の元首としての役割を果たしている。それらの統治者たちは、クランタン、



トレンガヌ、クダ、ペラ、スランゴール、パハン、ジョホールの7つの州ではスルタン (Sultan)、プルリス州ではラジャ (Raja)、ヌグリ・スンビラン州ではヤン・ディプルトゥアン・ブサル (Yang di-Pertuan Besar)、という称号で呼ばれる。8つの州の統治者は世襲であるが、ヌグリ・スンビラン州には王族の有資格者の中から4つの地方の首長が統治者を選出するという独特の制度が存在する<sup>18</sup>。統治者をもたない4つの州、すなわち、ペナン、ムラカ、サバ、サラワクの各州には、統治者の代わりに平民の州元首が存在し、ヤン・ディプルトゥア・ヌグリ (Yang di-Pertua Negeri) と呼ばれる。国王が各州の州首相との協議を経て州元首を任命することとなっている (任期は4年で再任を妨げない) (Section 19A, Eighth Schedule, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。連邦憲法第70条には、各州の統治者と州元首の地位と序列が以下のように規定されている。

- (1) 国王 (Yang di-Pertuan Agong) とその配偶者がより上位とされることを条件として、各州の統治者ら (Raja/ Rulers) および州元首ら (Yang di-Pertua Negeri) は各州において他の何人よりも上位とされる。また、それぞれの統治者あるいは州元首は、自州においては、他の統治者および州元首よりも上位とされる。
- (2) 第1項を条件として、統治者らは州元首らの上位とされ、統治者らの間では、統治者に即位した日付に従って、序列が定められる。州元首らの間では、州元首に任命された日付に従って、序列が定められる。仮に州元首が同日に任命された場合は、年長者が年少者の上位とされる。

(Article 70, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]

このように、連邦の国家元首である国王が序列の最上位に位置し、その次に13州の元首たちが位置するものの、13州の元首たちの間では、9名の統治者たちの方が、平民である4名の州元首たちよりも上位とされている。しかしながら、それぞれの州の内部では、その州の統治者ないし州元首が他の統治者や州元首よりも上位とされている。

統治者の権限や任務に関する各州憲法の規定は標準化されており、大きな違いはない [Legal Research Board, comp. 1998]。以下、スランゴール州憲法を例にとってみよう。

まず、各州の憲法において、統治者は州の執政権を持ち、州執政評議会ならびにそのメンバーと並んで執政権を行使する主体だと定められている。スランゴール州憲法の第50条によれば、州の執政権は、統治者であるスルタン陛下 (Duli Yang Maha Mulia/ His Highness) に付与され、スルタン、州執政評議会 (Majlis Mesyuarat Kerajaan/ State Executive Council)、および州執政評議会によって権限を与えられたメンバーによって行使される (Article 50, *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 540-541; 2008]。第55条第2項において、同州の統治者であるスルタンは州執政評議会およびそのメンバーの助言に従いつつ、以下のようなことを行う権限と機能を持つと記されている。

- (a) 州首相 (Menteri Besar) の任命、
- (b) 州議会解散の要請に対する同意の保留、
- (c) 統治者陛下ら (Duli-Duli Yang Maha Mulia Raja-Raja/ Their Highnesses) の特権、地位、勲章および爵位、もしくは宗教上の行為、式典あるいは儀礼のみに関わる統治者会議 (Majlis Raja-Raja/ Conference of Rulers) の開催の要求、
- (d) イスラーム教の長 (Ketua agama Islam/ Head of the Muslim religion) としてのあらゆる任務、あるいはマレー人の慣習に関するあらゆる任務、
- (e) 継承者、配偶者、摂政あるいは摂政評議会の任命、
- (f) マレー人の慣習に則った身分、称号、勲章および爵位の授与、ならびにそれらに関連した任務の指定、
- (g) 宮廷および宮殿の監督。

(Article 55 (2), *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 545; 2008]

これらの権限や任務以外にも、統治者は様々な権限や任務を与えられている。例えば、統治者は州首相の助言に基づいて州執政評議会メンバーを任命する権限を持つ (Article 53, *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 542; 2008]。統治者は州内で犯された犯罪に対して恩赦を与える権限や、州議会とともに立法権を付与された一員として州法の法案への裁可を下す権限なども有している (Articles 60, 61, 78 (1)(2A)(2B),

*Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 546-547, 555; 2008]。また、統治者はマレー人の特別な地位と他の諸コミュニティの正当な利益を保護する責務を負っている (Article 91, *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 559-561; 2008]。

各州の統治者の役割は、以下のように整理できるだろう<sup>19</sup>。

- (1) 執政上の役割：州首相 (Menteri Besar) の任命権を持つほか、州首相の助言に基づいて州執政評議会のメンバーを任命する権限、恩赦を与える権限などを有する。
- (2) 立法上の役割：州議会の解散の要請に対して同意／不同意を与える権限や、州法の法案に裁可を与える権限などがこれに相当する。
- (3) イスラームの保護者としての役割：統治者は長としてイスラームを保護する責務を負う。宗教関連の事案を規制したり、イスラーム宗教評議会 (Majlis Agama Islam) を創設したりするために州法を立法させる。
- (4) マレー人の保護者としての役割：統治者は、マレー人の特別な地位を保護する責務を負う。また、各種の儀礼や式典などを通じて、マレー人の伝統文化を象徴し、継承する役割を持つ。
- (5) 州民全体の保護者としての役割：統治者は、マレー人の特別な地位のみならず、他の民族の正当な利益も保護する責務を負う。また、各種の儀礼や式典などを通じて、多民族からなる州民全体の統合を象徴する役割を持つ。
- (6) 栄誉の授与者としての役割：統治者は、各種の勲章や称号・爵位などのかたちで栄誉を授与する。

なお、これらの各種の役割は截然と分けられるものではなく、しばしば相互に絡み合い、重なり合っている。

## 2. 統治者による州首相の任命

州首相 (Menteri Besar) の任命は、統治者が果たす最も重要な役割のひとつである。それでは、統治者はどのようにして州首相を任命するのか。再び、スランゴール州憲法

を例にとり、同州憲法第 51 条に規定された州首相の任命の方法を以下に記す。

- (1) 陛下 (Duli Yang Maha Mulia/ His Highness) は、第 53 条第 2 項 a 号に従って、陛下の署名ならびに州の印章を伴った文書によって、1 名の州首相 (Menteri Besar) を任命する。
- (1A) 陛下は、第 53 条第 2 項 c 号に従って、陛下の署名ならびに州の印章を伴った文書によって、1 名の州副首相 (Timbalan Menteri Besar/ Deputy Menteri Besar) を任命する。
- (2) 第 53 条第 4 項の規定に従って、マレー民族の一員であり、イスラーム教を信仰していなければ (melainkan jika beliau berbangsa Melayu dan menganut agama Islam/ unless he is of the Malay Race and professes the Muslim Religion)、当該人物が州首相に任命されることはない。

(Article 51, *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 541; 2008]

統治者が州首相を任命する権限を持つ<sup>20</sup>ことに加え、州首相の有資格者がマレー人ムスリムという特定の民族や信徒集団の一員に限定されていることも注目される。マレー諸王国に起源を持ち、マレー人統治者を擁する 9 つの州のすべての憲法には、このように、州首相 (Menteri Besar) をマレー人ムスリムのみに限定するという条項が存在する。他方、統治者をもたない残りの 4 つの州の憲法には、州首相 (Ketua Menteri/ Chief Minister) の資格として、民族や宗教の制約は課されていおらず、実際に非マレー人や非ムスリムが州首相を務める実例が見られる。なお、統治者は州首相を任命する権限を有するが、いったん任命した州首相を自らの意思で罷免する権限は持たない。

次に、統治者による州首相の任命、ならびに州レベルの内閣である州執政評議会 (Majlis Mesyuarat Kerajaan (Negeri)/ (State) Executive Council) のメンバーの任命の具体的なプロセスはどうなっているだろうか。この点についても各州の憲法の中に類似した規定が存在する。ここでも、一例として、スランゴール州憲法の第 53 条第 2 項を見よう。

州執政評議会は以下のようにして任命される。すなわち、

- (a) 陛下は、まず、州執政評議会に先立って、州議会議員の過半数の信任を得ている

ものと陛下が判断する 1 名の州議会議員を州首相として任命する。

(b) 陛下は、州首相の助言に基づき、州議会議員の中から、4 名以上 10 名以下の他のメンバーを任命する。

(c) 陛下は、もし州首相がそのように助言した場合には、州首相の権力の行使、州首相の任務の遂行、および州首相の機能の履行に際して州首相を補佐する州副首相として、1 名の州議会議員を任命する。州首相の指示に基づいて、州副首相はそのような州首相の権力を行使し、そのような州首相の任務を遂行し、そのような州首相の機能を履行する。

[後略]

(Article 53(2), *Laws of the Constitution of Selangor 1959*) [Selangor 1998: 542; 2008]

このように、統治者は、州議会の過半数勢力の信任を得ていると自らが判断する州議会議員を州首相に任命する。日本の国会に見られるような首班指名選挙は存在せず、統治者は州首相の指名と任命をともに行う。州憲法上、統治者は州議会の勢力バランスを無視して恣意的に州首相を任命することはできないが、誰が州議会議員の過半数の信任を得ているのかの判断に際して、統治者には裁量の余地が残されているのである。

### 3. 統治者会議

9 名の統治者、および統治者を持たない 4 州の 4 名の州元首は、「統治者会議」(Majlis Raja-Raja/ Conference of Rulers) と呼ばれる連邦レベルの会議体の構成員となる。マレーシアの「連邦君主制」の下で、この統治者会議は各州の統治者たちを結びつける会議体として、重要な役割を果たしている<sup>21</sup>。

連邦憲法第 38 条第 2 項によれば、統治者会議が果たす任務は以下の通りである。

(a) 第 3 付則の諸規定に従って、国王 (Yang di-Pertuan Agong) と副国王 (Timbalan Yang di-Pertuan Agong) を選出すること。

(b) 宗教的な行為、儀式あるいは式典を連邦全体に拡大することに同意あるいは不同意すること。

(c) 法に対する同意あるいは同意の保留をなすこと。および、本憲法の下で、統治者会議の同意を必要とする任命、もしくは統治者会議との協議によりなされるか協

議の後になされるべき任命に関して、助言を作成ないし付与すること。

(d) 第 182 条第 1 項に従って、特別法廷のメンバーを任命すること。

(e) 第 42 条第 12 項に従って、恩赦、刑の執行延期や猶予を下賜すること、あるいは判決の差し戻し、延期、もしくは減刑を行うこと。

および、国家政策の諸問題（例えば、移民政策の変更）やその他の統治者会議が適切だと考える事案に関して審議すること。

(Article 38, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]

また、連邦憲法のいくつかの条項の改正には、統治者会議の同意が必要である。連邦憲法第 2 条には、連邦への新たな州の加盟や州境の変更をもたらす法の成立には統治者会議の同意が必要だと記されている (Article 2, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。連邦憲法第 159 条第 5 項には、マレーシアの国制や国民統合の根幹に関わるいわゆる「敏感問題」とそうした問題に関する議論の制限に関わる連邦憲法の条項の改正の際にも、統治者会議の同意が必要だと規定されている。ここで、敏感問題に関わる連邦憲法の条項とは、第 III 部の各条項（市民権）、第 38 条（統治者会議）、第 70 条（統治者と州元首の優越）、第 71 条第 1 項（州憲法で統治者に認められた権利や特権に関する連邦の保証）、第 152 条（国語としてのマレー語の地位）、第 153 条（マレー人とサバ・サラワクのブミプトラの特別な地位）である。他方、敏感問題の議論の制限に関わる条項とは、第 10 条第 4 項（敏感問題に関する言論・集会・結社の自由の制限）、第 63 条第 4 項（国会における敏感問題の議論の制限）、第 72 条第 4 項（州議会における敏感問題の議論の制限）である (Article 159(5), *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。

統治者会議の主な役割は、以下のように約言できるだろう<sup>22</sup>。

- (1) 国王・副国王選出の役割：国王と副国王を選出する。9 名の統治者のみが選挙権と被選挙権を有する。
- (2) 執政上の役割：恩赦などを与える。
- (3) 立法上の役割：連邦への新たな州の加盟や州境の変更をもたらす法や、上述の敏感問題に関わる条項に変更をもたらす法に同意ないし不同意する。
- (4) 司法上の役割：連邦裁判所長官やその他の裁判所長官の任命にあたって諮問を受ける。

(5) 国家政策を審議する役割：移民政策の変更など国家政策の諸問題を審議する。

9名の統治者は原則的にどのような議題であっても統治者会議のメンバーとなりうるが、4名の州元首は議題によっては同会議のメンバーになれないことがある。連邦憲法第5付則によれば、国王の選出や罷免、副国王の選出に関する議事、あるいは統治者たちの特権、地位、勲章や爵位、もしくは宗教的な行為、儀式ないし式典のみに関する議事の目的のために開催される統治者会議のメンバーとなる資格があるのは、9名の統治者たちだけであり、4名の州元首は当該会議のメンバーとなることができない（*Fifth Schedule, Federal Constitution*） [Malaysia 2010a; 2010b]。国王・副国王の選出に関与できるのは、国王や副国王になる資格を有する9名の統治者だけである。

#### 4. 連邦の君主制

マレーシアの連邦憲法は第32条において、連邦の国家元首とその配偶者に関して、以下のように定めている。

- (1) ヤン・ディプルトゥアン・アゴン [最高元首＝国王] (Yang di-Pertuan Agong) と呼ばれる、連邦の国家元首 (Ketua Utama Negara bagi Persekutuan/ Supreme Head of the Federation) が置かれる。国家元首は連邦において何人よりも上位にあり、また、第15部に従って設立される特別法廷以外のいかなる裁判所においても訴追されない。
- (2) 国王の配偶者 (ラジャ・プルマイスリ・アゴン [王妃] (Raja Permaisuri Agong) と呼ばれる) は国王に次ぐ存在であり、連邦において国王以外の何人よりも上位にある。
- (3) 国王は、統治者会議によって5年の任期で選出される。しかし、統治者会議宛の自筆署名の書面によっていつでも辞任でき、あるいは統治者会議によって罷免されうる。また、[自州の] 統治者を辞任すると同時に国王の職も停止する。
- (4) 国王の選出と罷免には第3付則の第1部と第3部が適用される。

(Article 32, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]

このように、国王 (Yang di-Pertuan Agong) が連邦の国家元首であること、その国王

は統治者会議で選出され、その任期は5年であることが記されている。すでに述べたように、国王は、統治者会議において9名の統治者の互選によって選出されることになっている。現在までのところ、9つの州の間の輪番で国王が選出されているが、それはあくまで慣例に過ぎず、何らかの事情でそれまでの順番通りに国王が選出されない可能性はある。なお、副国王 (*Timbalan Yang di-Pertuan Agong*) は連邦の副国家元首であり、必要に応じて国王の職務を代行することができる。副国王の選出方法も国王のそれに準じる (*Article 33, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。

このように、連邦レベルにおいて、「選挙君主制」が採用され、5年という任期付きで国王が交代することは、マレーシアの君主制の重要な特徴である。「選挙君主制」とはいえ、選挙権と被選挙権を持つのは9名の統治者のみという有資格者がきわめて制限された制度である。しかし、この制度により、国王が5年を超えて継続的に国政に強い影響力を行使することができないという制約を課されていることは重要である。

次に、国王の主な権限や任務がどのようなものなのかを、連邦憲法に従いながら見てみよう。まず、連邦の執政権は国王に付与され、国王、内閣、および内閣に権限を与えられた大臣によって行使される。国王は、連邦憲法や連邦法に基づく諸任務を遂行する際に、内閣および内閣の一般的権限の下に行動する大臣の助言に従って行動することが求められる (*Articles 39, 40(1), Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。しかし、国王は以下のような任務に関しては、自由裁量によって行動できるとされている。

- (1) 首相 (*Perdana Menteri/ Prime Minister*) の任命、
- (2) 国会の解散の要請に対する同意の保留、
- (3) 統治者陛下らの特権、地位、勲章、爵位のみに関わる統治者会議の会合の開催要求、およびそのような会合でのあらゆる行動、  
および、この憲法において言及されている他の事柄。

(*Article 40(2), Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]

これらの権限や任務以外にも、連邦憲法は以下のような数多くの国王の権限や任務を規定している。まず、国王は自州のイスラーム教の長でもあり、統治者のいないムラカ、ペナン、サバ、サラワクの各州、ならびに連邦直轄地域であるクアラ・ルンプール、ラブアンおよびプトラジャヤのイスラーム教の長となる (*Articles 3, 34(1), Federal*



*Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。国王は連邦軍の最高司令官でもある (*Article 41, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。国王は、軍法会議によって審理された犯罪や連邦直轄地域内でなされた犯罪などに対して恩赦を与える権限も持つ (*Article 42, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。上述のように国王は首相を任命する権限を持つが、首相の助言に基づいて大臣 (*Menteri/ Minister*)、副大臣 (*Timbalan Menteri/ Deputy Minister*)、議会政務官 (*Setiausaha Parlimen/ Paliamentary Secretary*)、政務官 (*Setiausaha Politik/ Political Secretary*) を任命する権限も有する (*Articles 43, 43A, 43B, 43C, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。連邦の立法権は国会に与えられるが、国王は上下両院とともに国会を構成し、上院議員 70 名中 44 名を任命する権限や法案に裁可を下す権限などを与えられている (*Articles 44, 45, 66, 68, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。また、国王は、首相の助言に基づき、統治者会議と協議したうえで、連邦裁判所以下の各種の裁判所の裁判官を任命する (*Article 122B, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。国王はマレー人およびサバ州とサラワク州の先住民の特別な地位を保護し、そのほかのコミュニティの正当な利益を守る責務も負う (*Article 153, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。最後に、国王は治安、経済生活ないし公共の秩序が脅かされるような甚大な非常事態が発生したことを了解した場合、非常事態宣言を発令する権限を有し、非常事態宣言下で国会が開かれていない場合、国王は国会が制定する法に代わる勅令 (*ordinan/ ordinance*) を公布できる (*Article 150, Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]。

国王の主な役割は、以下のように整理できるだろう<sup>23</sup>。なお、それらの多くは各州の統治者の役割と類似しているが、統治者にはない役割もいくつか含まれている。

- (1) 執政上の役割：国王は首相の任命権を持つほか、首相の助言に基づいて大臣などを任命する権限、恩赦を与える権限などを有する。また、国王には連邦軍の最高司令官としての地位が付与されている。さらに、国王は甚大な非常事態が発生した際に非常事態宣言を発令する権限を持つ。
- (2) 立法上の役割：国王は、上院議員の一部を任命したり、国会の解散の要請に対して同意ないし不同意を与えたり、連邦法の法案に裁可を与えたりすることができる。
- (3) 司法上の役割：国王は首相の助言に基づき裁判官を任命する権限などを持つ。
- (4) イスラームの保護者としての役割：国王は自らの州のみならず、統治者を擁しな

い諸州や連邦直轄地域のイスラームの守護者としての機能を持つ。

- (5) マレー人およびその他のブミプトラの保護者としての役割：国王は、マレー人およびサバ州とサラワク州の先住民の特別な権利を保護する責務を負う。また、各種の儀礼や式典などを通じてマレー人の伝統文化を象徴する役割を期待される。
- (6) 国民全体の保護者としての役割：国王は、マレー人およびその他のブミプトラの特別な地位のみならず、他の諸民族の正当な利益も保護する責務を負う。また、各種の儀礼や式典などを通じて、国民全体の統合の象徴となる。
- (7) 栄誉の授与者としての役割：統治者同様、国王も各種の勲章や称号・爵位などのかたちで栄誉を授与する。
- (8) 外交上の役割：国王は外国からの賓客を接遇したり、国家元首として外国を公式訪問したりする。

統治者の場合と同じように、上記の各種の役割は截然と分けられるものではなく、しばしば相互に絡み合い、重なり合っている。

## 5. 国王による首相の任命

では、国王の最重要な権限のひとつである首相の任命はどのようになされるのか。連邦憲法第 43 条は、国王による内閣の任命について以下のように規定している。

- (1) 国王 (Yang di-Pertuan Agong) は自らの任務を遂行する際に自らに助言を与える内閣 (Jemaah Menteri/ Cabinet of Ministers) を任命する。
- (2) 内閣は以下のように任命される。
  - (a) 国王は、まず、自らの判断において、下院議員の過半数の信任を得ているように思われる 1 名の下院議員を、内閣を主宰する首相 (Perdana Menteri/ Prime Minister) に任命する。さらに、
  - (b) 首相の助言に基づき、国会両院のいずれかの議員の中から他の大臣 (Menteri-Menteri/ Ministers) を任命する。

しかしながら、もし、国会の解散中に任命がなされる場合は、解散直前の下院の議員だった者が任命される。しかし、もし、首相に任命された者が新しい下院の議員だったり、首相以外 [の閣僚] の場合、任命された者が下院議員ないし上院

議員だったりするのでなければ、その人物は国会の新たな会期の開始後にその職を保持し続けることはできない。

- (3) 内閣は国会に対して連帯して責任を負う。
- (4) 首相が下院議員の過半数の信任を得られなくなった場合、首相の要請に基づいて国王が国会を解散するのでなければ、首相は内閣の職を辞する。
- (5) 第4項に従って、大臣の任命が首相の助言に基づいて国王によって取り消されない限り、首相以外の大員は、国王が望む間、職を保持する。しかしながら、いかなる大臣も辞職することができる。
- (6) 大臣は自らの職の任務を遂行する前に、国王の面前で、第6付則に定められた、就任の宣誓と忠誠の宣誓ならびに機密保持の宣誓を行い、それに署名する。
- (7) 本条のいかなる規定にもかかわらず、帰化によって、もしくは第17条\*に基づく登録によって市民 (warganegara/ citizen) となった者は、首相に任命されない。
- (8) (廃止)
- (9) 国会は法によって内閣の構成員の報酬に対する規定を定める。

\* 同条はすでに廃止されている。

(Article 43, *Federal Constitution*) [Malaysia 2010a; 2010b]

上記のように、国王による首相や内閣の任命は、統治者（および州元首）による州首相や州執政評議会（および州内閣）の任命の方法と類似している。国王は、国会下院の過半数勢力の信任を得ていると自らが判断する下院議員を首相に任命する。州議会同様、国会においても首班指名選挙は存在せず、国王は首相の指名と任命をともに行う。各州の統治者と同じく、国王は誰が国会下院議員の過半数の信任を得ているのかを判断する際に、一定の裁量を有している。なお、国王は首相を任命する権限を持つが、いったん任命した首相を自らの意思で罷免する権限は持たない。

連邦憲法上、首相に任命される者は生まれながらの市民（国民）でなければならないものの、特定の宗教を信仰することや、特定の民族の一員であることは、資格として課されていない。この点は、統治者を擁する9州の州憲法において州首相として任命される者はマレー人ムスリムでなければならないと規定されているのとは異なっている。

## 6. マレーシアの君主制と国王・統治者による首相・州首相の任命の制度——小括

以上、マレーシアの君主制の制度的な特徴を概観するとともに、国王・統治者による首相・州首相の任命の制度について詳述した。その特徴は以下の2点にまとめることができるだろう。第1に、マレーシアの君主制は多元的かつ分権的である。全13州のうち9州に君主たる統治者が存在する「連邦君主制」という独特の制度を有しており、さらに、連邦レベルでは統治者の互選で任期付きの国王を選出する「選挙君主制」も採用され、事実上は輪番で5年に1回、国王が交代している。各州の統治者は終身制で大半が世襲であり、各州の憲法による制約を受けつつも、自州においては持続的に政治的影響力を行使できる。他方、連邦の場合、任期制により、特定の統治者が長期にわたって持続的に国政に強い影響力を行使し続けられないような制約が課されている。

第2に、憲法が君主の権力を制限する立憲君主制を採用しつつ、連邦憲法や各州の憲法に規定された国王や統治者の権限や任務は必ずしも小さいとはいえない。国王や統治者は儀礼的・象徴的な役割を果たす一方で、一定の政治権力も行使している。また、統治者たちは統治者会議を通じて、連帯して国政に一定の影響力を及ぼすことも可能である。国王や統治者が有する重要な権限や機能のひとつが、首相や州首相の任命である。既に見たように、国王や統治者には、首相や州首相を任命する際に、自己の判断に基づき裁量を発揮する余地がある。

以上のようなマレーシアの君主制の制度的特徴を確認したうえで、後編の第2部では、国王・統治者による首相・州首相の任命に焦点を当てつつ、マレーシアの政党間の勢力の変化とそれが君主の政治権力に及ぼす作用を考察することにした。

## 注

<sup>1</sup> 君塚 [2018]、水島・君塚編 [2018]などを参照。

<sup>2</sup> 代表的なものとして、Gullick [1988 [1958]; 1992]、Milner [2016 [1982]; 2002 [1995]]、Smith [1995]、Amoroso [2014]などがある。

<sup>3</sup> Lee [1986; 2017 [1995]]、鳥居 [1998]、Kershaw [2001]など。

<sup>4</sup> Kobkua [2011]、Milner [2011; 2012]、Ahmad Fauzi and Muhamad Takiyuddin [2012; 2013]、Husin [2013]など。

<sup>5</sup> Ahmad Fauzi and Muhamad Takiyuddin [2012; 2013]の議論もこれに近い。

<sup>6</sup> ムラカ、ジョホールおよびジョホール・リアウのマレー王権については西尾 [2001]を参照。

- 
- <sup>7</sup> 統治者と理事官との関係については Gullick [1992] を参照。
- <sup>8</sup> 統治者を持たない旧海峡植民地のペナン州とムラカ州に州首相 (Ketua Menteri/ Chief Minister) のポストが設けられたのはさらに遅く、1957年のマラヤ連邦独立時である。
- <sup>9</sup> マラヤの非常事態に関しては、鈴木陽一 [2011] を参照。
- <sup>10</sup> この点については、鈴木絢女 [2016] も参照。
- <sup>11</sup> ベルギーのように連邦制国家が単一の君主を持つ政体も「連邦君主制」に含める考え方もあるが、ここでは、複数の君主制国家・州が連邦を形成しているような国家のみを「連邦君主制」と呼ぶ。
- <sup>12</sup> アラブ首長国連邦を含む湾岸諸国の政治体制については、堀抜 [2017]、石黒 [2017]、松尾 [2010] を参照。
- <sup>13</sup> マレーシアの連邦制については、鈴木絢女 [2016] を参照。
- <sup>14</sup> 各州の執政府は大半の州で「州執政評議会」(Majlis Mesyuarat Kerajaan (Negeri)/ (State Executive Council) と呼ばれるが、一部の州では「州内閣」(Kabinet Negeri/ State Cabinet) と呼ばれる。
- <sup>15</sup> 各州の執政制度については、各州の憲法を参照 [Legal Research Board, comp. 1998]。
- <sup>16</sup> 各州の議会制度については、各州の憲法を参照 [Legal Research Board, comp. 1998]。
- <sup>17</sup> これは、中村正志が「一党連合優位制」[中村 2016] と呼ぶ政党システムと同義である。「党連合」よりも「政党連合」の方が日本語として自然であり、「二大政党連合制」との用語の整合性も得られることから、本稿では「一政党連合優位制」と呼ぶ。
- <sup>18</sup> スグリ・スンビラン州の君主制とそれがマラヤ連邦／マレーシアの国王制度の設計に与えた影響については、富沢 [2003] を参照。
- <sup>19</sup> 統治者の主な役割については、各州の憲法以外に、Azlan Shah [1986: 79-88] も参照。
- <sup>20</sup> 統治者による州首相の任命は必須だが、州首相から要請がなければ、州副首相は任命されない(他の州憲法には州副首相の任命の規定がそもそも存在しないことが多い)。
- <sup>21</sup> 統治者会議については、Nik Abdul Rashid [1997] が詳しい。
- <sup>22</sup> 統治者会議の主な役割については、連邦憲法以外に、Nik Abdul Rashid [1997: 35-100]、富沢 [2003: 226-227] も参照。
- <sup>23</sup> 国王の主な役割については、連邦憲法以外に、Azlan Shah [1986: 79-88]、Nik Abdul Rashid [1997: 28]、富沢 [2003: 224-225] も参照。

## 参考文献

- Ahmad Fauzi Abdul Hamid and Muhamad Takiyuddin Ismail. 2012. "The Monarchy and Party Politics in Malaysia in the Era of Abdullah Ahmad Badawi (2003-09): The Resurgence of the Role of Protector." *Asian Survey* 52(5): 900-923.
- Ahmad Fauzi Abdul Hamid and Muhamad Takiyuddin Ismail. 2013. "The Monarchy in Malaysia: Struggling for Legitimacy." *Kyoto Review of Southeast Asia* 13 (March 2013).  
(<https://kyotoreview.org/issue-13/the-monarchy-in-malaysia-struggling-for-legitimacy/>)
- Akashi, Yoji. 1969. "Japanese Military Administration in Malaya: Its Formation and Evolution in Reference to Sultans, the Islamic Religion, and the Moslem-Malays." *Asian Studies*

7(1): 81-110.

Amoroso, Donna J. 2014. *Traditionalism and the Ascendancy of the Malay Ruling Class in Colonial Malaya*. Petaling Jaya: Strategic Information and Research Development Centre.

Azlan Shah, Y.A.M. Raja. 1986. "The Role of Constitutional Rulers in Malaysia." In *The Constitution of Malaysia: Further Perspectives and Developments*, edited by F.A. Trindade and H.P. Lee, 76-91. Singapore: Oxford University Press.

Case, William. 2004. "Semi-Democracy in Mahathir's Malaysia." In *Reflections: The Mahathir Years*, edited by Bridget Welsh, 77-86. Washington, DC: Southeast Asia Protram, The Paul H. Nintze School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University.

Gullick, J.M. 1988 [1958]. *Indigenous Political Systems of Western Malaya*, revised edition. London: Athlone Press.

Gullick, J.M. 1992. *Rulers and Residents: Influence and Power in the Malay States, 1870-1920*. Singapore: Oxford University Press.

堀抜功二. 2017. 「君主体制と建国記念日——UAEにおける政治的正統性と忠誠の検討」石黒大岳編『アラブ君主制国家の存立基盤』83-108. アジア経済研究所.

Husin Ali, Syed. 2013. *The Malay Rulers: Regression or Reform?* Petaling Jaya: Strategic Information and Research Development Centre.

伊賀司. 2011. 「競争的権威主義体制下のメディアの統制と自由化に関する一考察——マレーシアを事例として」『六甲台論集』12: 1-22.

石黒大岳. 2017. 「総論——アラブ君主制国家の存立基盤」石黒大岳編『アラブ君主制国家の存立基盤』3-25. アジア経済研究所.

金子芳樹. 2013. 「マレーシアの権威主義体制下における漸進的政治改革」『国際問題』625 (2013年10月): 5-17.

川村晃一. 2012. 「執政・立法関係」中村正志編『東南アジアの比較政治学』45-76. アジア経済研究所.

Kershaw, Roger. 2001. *Monarchy in South-East Asia: The Faces of Tradition in Transition*. London: Routledge.

君塚直隆. 2018. 『立憲君主制の現在——日本人は「象徴天皇」を維持できるか』新潮社.

Kobkua Suwannathat-Pian. 2011. *Palace, Political Party and Power: A Story of the Socio-*

- Political Development of Malay Kingship*. Singapore: NUS Press.
- Lee, H.P. 1986. "The Malaysian Constitutional Crisis: King, Rulers and Royal Assent." In *The Constitution of Malaysia: Further Perspectives and Developments*, edited by F.A. Trindade and H.P. Lee, 237-254. Singapore: Oxford University Press.
- Lee, H.P. 2017 [1995]. *Constitutional Conflicts in Contemporary Malaysia*, second edition. Oxford: Oxford University Press.
- Legal Research Board, comp. 1998. *Constitutions of the States of Malaysia*, second edition. Kuala Lumpur: International Law Book Services.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Malaysia. 2010a. *Federal Constitution*. Kuala Lumpur: The Commissioner of Law Revision, Malaysia.
- Malaysia. 2010b. *Perlembagaan Persekutuan*. Kuala Lumpur: Pesuruhjaya Penyemak Undang-Undang, Malaysia.
- 松尾昌樹. 2010. 『湾岸産油国——レンティア国家のゆくえ』講談社.
- Milne, R.S. and Diane K. Mauzy 1980 [1978]. *Politics and Government in Malaysia*. Singapore: Times Books International.
- Milner, Anthony. 2002 [1995]. *The Invention of Politics in Colonial Malaya*, second edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- Milner, Anthony. 2011. *Malaysian Monarchy and the Bonding of the Nation*. Bangi: Penerbit Universiti Kebangsaan Malaysia.
- Milner, Anthony. 2012. "Identity Monarchy: Interrogating Heritage for a Divided Malaysia." *Southeast Asian Studies* 1(2): 191-212.
- Milner, Anthony. 2016 [1982]. *Kerajaan: Malay Political Culture on the Eve of Colonial Rule*, second edition. Petaling Jaya: Strategic Information and Research Development Centre.
- 水島治郎・君塚直隆編. 2018. 『現代世界の陛下たち——デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房.
- 中村正志. 2012. 「政治体制」中村正志編『東南アジアの比較政治学』17-43. アジア経済研究所.
- 中村正志. 2016. 「幻の二大政党制——変わる政党システム、変わらない UMNO のへげ

- モニー」中村正志・熊谷聡編『ポスト・マハティール時代のマレーシア——政治と経済はどう変わったか』37-87. アジア経済研究所.
- Nazrin Shah, Raja. 2004. *The Monarchy in Contemporary Malaysia*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Nik Abdul Rashid Nik Abdul Majid. 1997. *A Century of the Conference of Rulers, 1897-1997*. Kuala Lumpur: Office of the Keeper of the Rulers' Seal.
- 西尾寛治. 2001. 「近世ムラユ王権の歴史的展開——ムラカ、ジョホール、ジョホール・リアウの分析から」『東南アジア——歴史と文化』30: 25-45.
- Selangor. 1998. “Laws of the Constitution of Selangor 1959.” In *Constitutions of the States of Malaysia*, second edition, compiled by Legal Research Board, 513-571. Kuala Lumpur: International Law Book Services.
- Selangor. 2008. *Undang-Undang Tubuh Kerajaan Negeri Selangor 1959*. Kuala Lumpur: The Commissioner of Law Revision, Malaysia.
- Smith, Simon C. 1995. *British Relations with Malay Rulers from Decentralization to Malayan Independence, 1930-1957*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- 左右田直規. 2006. 「擬似民主主義体制下の権威主義的政治指導——マハティール政権期のマレーシア政治」玉田芳史・木村幹編『民主化とナショナリズムの現地点』125-148. ミネルヴァ書房.
- Soda Naoki. 2020. *Conceptualizing the Malay World: Colonialism and Pan-Malay Identity in Malaya*. Kyoto: Kyoto University Press & Melbourne: Trans Pacific Press.
- Stockwell, A.J. 1979. *British Policy and Malay Politics during the Malayan Union Experiment, 1942-1948*. Kuala Lumpur: Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society.
- 鈴木絢女. 2012. 「国民主権主義と自由主義——マレーシアにおける競争的権威主義の成立と持続」日本比較政治学会編『現代民主主義の再検討』197-220. ミネルヴァ書房.
- 鈴木絢女. 2016. 「マレーシアにおける一党優位体制とハイブリッドな連邦制」松尾秀哉・近藤康史・溝口修平・柳原克之編『連邦制の逆説？——効果的な統治制度か』217-235. ナカニシヤ出版.
- 鈴木陽一. 2011. 「マラヤ非常事態——連邦独立への過程とその後」和田春樹他編『アジア諸戦争の時代 1945—1960年』166-186. 岩波書店.



富沢寿勇. 2003. 『王権儀礼と国家——現代マレー社会における政治文化の範型』東京  
大学出版会.

鳥居高. 1998. 「マハティールによる国王・スルタン制度の再編成」『アジア経済』39(5):  
19-58.

Weiss, Meredith L. 2006. *Protest and Possibilities: Civil Society and Coalitions for Political  
Change in Malaysia*. Stanford: Stanford University.

Zakaria Haji Ahmad. 1989. “Malaysia: Quasi Democracy in a Divided Society.” In *Democracy  
in Developing Countries, vol.3, Asia*, edited by Larry Diamond, Juan J. Linz and  
Seymour Martin Lipset, 347-381. Boulder: Lynne Rienner Publishers.